

新潟市区のあり方検討委員会 報告書（骨子）案

（第2回委員会終了時点）

1 はじめに

2 新潟市の区政にかかるこれまでの取組

- （1）大合併から分権型政令市に向けた取組
- （2）これまでの取組にかかる評価

3 将来的な区のあり方にかかる論点整理について

（1）論点①「総合区制度への対応」

- i) 総合区制度の概要
- ii) 検討にあたって考慮すべき点
- iii) 導入した場合における影響
＜公募区長制との関係＞，＜区長の任期＞，＜市長・副市長との関係＞，
＜行政コスト＞，＜区間の差＞
- iv) 導入の是非，導入方法

（2）論点②「区の権限強化」

- i) 区の権限強化の捉え方
- ii) 区の権限強化に向けた方向性
＜区役所の役割＞，＜本庁の役割＞，＜区役所と本庁の役割分担の考え方＞
- iii) 区の権限強化の方策

（3）論点③「ガバナンスのあり方」

- i) 区にかかる議会審議の現状認識
- ii) 区の権限強化に対応したガバナンスのあり方
- iii) その他

（4）論点④「区の規模や数」

- i) 現行の区割の認識
（住民に身近な区政と持続可能なサービスを提供できる効率性）
- ii) 検討にあたって考慮すべき点
- iii) 方向性
＜現行体制の維持＞，＜見直し＞

4 資料編

- ・
- ・
- ・
- ・

3 将来的な区のあり方にかかる論点整理について

（1）論点①「総合区制度への対応」

i) 総合区制度の概要

- 第30次地方制度調査会の答申「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」（平成25年6月）を受け、改正された地方自治法（平成26年5月公布）により制度化。
- 総合区と現行の新潟市の区との比較
（表挿入）
 - ・ 事務
 - ・ 権限

◆ 委員意見

【総合区制度創設の趣旨】

- 区長が市長と政治的に一体となってリーダーシップを発揮する、選任の手続きについて透明性と一定の代表制を確保する、そういう趣旨で設けられた。

【総合区制度のメリット】

- 一番のメリットは、区長の選任で、特別職で任期が4年ということ。

・・・・・・・・

ii) 検討にあたって考慮すべき点

- ・
- ・
- ・
- ・